

第1章 計画の概要



- 地域福祉計画とは
- 計画策定の趣旨
- 計画の役割と性格
- 計画の期間
- 計画策定の方法

1 地域福祉計画とは

「福祉とは？」 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった対象者ごとにわかれた「行政などによるサービス」を思いつかれるかと思います。

これまでの行政主体の福祉は、それぞれの対象者ごとに法律や制度を設け、必要なサービスを提供してきました。

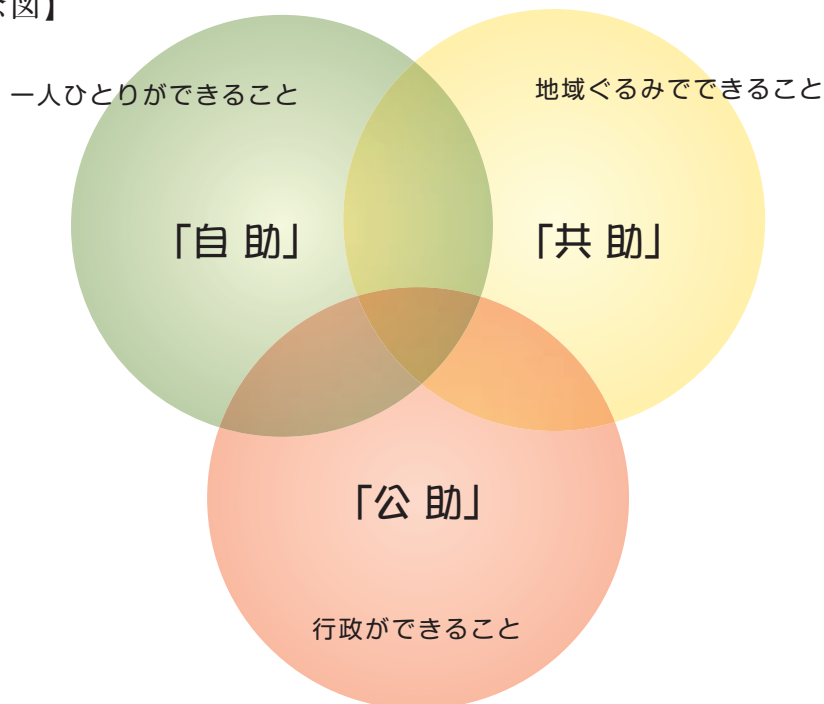
しかし、本来の「福祉」という言葉の意味は、「幸せ」という意味で、住んでいる人すべてが、安心して暮らせることです。

ひとり暮らし老人や高齢者世帯、障がいのある人、子育てに悩まれる人など何らかの支援を必要としている人たちには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合うことが大切です。

そのため、地域での普通の暮らしを妨げる様々な課題について、一人ひとりの取り組み（自助）、地域住民による相互扶助（共助）、公的な制度（公助）の連携により解決しようとする取り組みが必要であるとともに、地域の「助け合い」、「支え合い」、「ふれあい」などを通じて、サポートしていくことが求められています。

そこで、課題を抱える人の支援だけでなく、すべての市民が地域のために何かをしていこうという意識のもと、地域の人たちを始め、行政や社会福祉協議会、福祉・介護・医療などの事業者、NPO 団体、ボランティアなどと力を合わせ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような仕組みづくりを目指し、地域福祉計画を策定します。

【概念図】



2 計画策定の趣旨

今、福祉は、大きな転換期を迎えています。

これまでの福祉は、国全体の均衡ある発展をめざして、主に行政主導により進められてきました。

この福祉の制度では、老人、障がい者、児童などそれぞれの対象者ごとに法律や制度により、必要な福祉サービスを利用してきました。

しかし、近年の福祉を取り巻く情勢は、少子高齢化・核家族化の進展、過疎による限界集落の問題、また、無縁社会と呼ばれる人達の間関係の希薄化、単身世帯の増加に伴う孤独死やひきこもりの問題など、複雑多岐にわたっており、対象者ごとの制度では、解決が難しい問題が増えてきています。

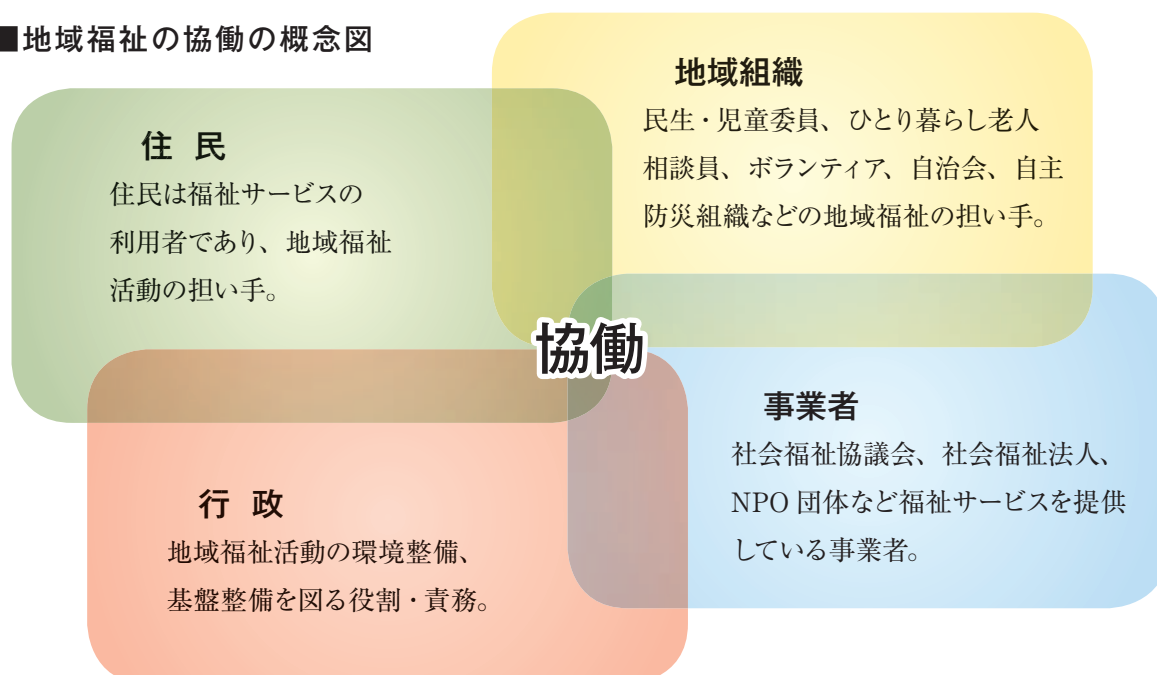
このような制度の狭間にいる要支援者への対応、ひとり暮らしが寂しいという心の問題、災害時に避難が困難など、地域での暮らしを妨げる生活課題に対応する地域福祉の充実が求められています。

そのような中で、社会福祉法第107条に基づき、

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

について計画し、市民が主役となって、生活全般にわたる福祉向上を図る目的で地域福祉計画を策定します。

■地域福祉の協働の概念図



3 計画の役割と性格

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

住民主体による地域での支え合い活動や、保健・医療をはじめとする生活関連分野の施策と連携してサービスを提供することで、住民ニーズに的確に対応するとともに、地域福祉推進の理念の普及や地域福祉推進のための施策や事業の実施を図る役割を果すものです。

計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「第5次小浜市総合計画」を始め、下記の保健・福祉関係計画や県・国の関係諸計画との連携・整合性を図りながら策定しました。

■関係計画

- 第5次小浜市総合計画（平成23年3月）
- 小浜市新こすもすプラン2011小浜市老人福祉計画および第5期介護保険事業計画（平成24年3月）
- 第2期小浜市障害福祉計画（平成21年3月）
- 小浜市次世代育成支援行動計画（平成22年3月）
- 小浜市特定健康診査・特定保健指導実施計画（平成20年3月）

4 計画の期間

本計画は、計画の開始年度を平成24年度とし、目標年度を平成28年度までとする5カ年計画とします。

なお、計画策定後は、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行います。

5 計画策定の方法

この計画は、市内の福祉に関わる各種団体関係者などで構成される「小浜市地域福祉計画策定委員会」を平成23年9月に設置し、これからの本市の地域福祉のあり方について協議し、策定しました。